

交通量（迂回交通）の検証

1 迂回交通量の推計

主な迂回交通の発生は京都方面に係る迂回交通と想定し、条例を廃止した場合にどの程度条例規制地域へ非適合車が流入するかを推定した。

名神高速道路については、環境省がナンバープレート調査を実施していないため、阪神高速3号神戸線と同等と仮定し、非適合車率を8.0%と設定した。一方、中国自動車道では、非適合車率は9.9%であり、他の路線より非適合車率が高い傾向を示したことから、中国自動車道には、条例規制地域内に比べて非適合車の交通量が多いと推測される。

この2路線の条例対象車及び条例非適合車の交通量を推定したところ、2路線の合計で、西宮市断面において条例非適合車が2,537台/日（=1,794（中国自動車道）+743（名神高速道路））走行していると推定された。条例が廃止された場合、交通量センサスによる交通量の比率で上記2路線を条例非適合車が通過すると想定すると、中国自動車道に1,677台（=2,537×18,120 / (18,120 + 9,292)）、名神高速道路に860台（=2,537×9,292 / (18,120 + 9,292)）通過していると推定できる。

したがって、中国自動車道の非適合車迂回交通量は、1,794 - 1,677 = 117台/日となり、迂回により戻ってくる交通量は117台/日と推定した。

西宮市断面における条例対象車(推計)

地点	路線名	区分	車種			計
			バス	普通 貨物車	特種車	
宝塚IC～ 西宮北IC (No.38)	中国自動車道	対象車両	1,001	15,524	1,595	18,120
		(うち適合車)	429	14,368	1,529	16,326
		(うち非適合車)	572	1,156	66	1,794
		非適合車の比率	57.1%	7.4%	4.1%	9.9%
西宮出入口 (No.41)	阪神高速3号 神戸線	対象車両	620	7,753	1,142	9,515
		(うち適合車)	310	7,417	1,026	8,753
		(うち非適合車)	310	336	116	762
		非適合車の比率	50.0%	4.3%	10.2%	8.0%
推計	名神高速道路	対象車両				9,292
		(うち適合車)				8,549
		(うち非適合車)				743
		非適合車の比率				8.0%

注1) ()内のNo. は、環境省ナンバープレート調査における地点番号を示す。

注2) 名神高速道路は、西宮出入口の値に、平成17年度交通量センサスにおける普通貨物車の24時間交通量の名神高速道路(区間番号：2、12,088台/日)と阪神高速3号神戸線(区間番号：501、12,378台/日)の比を乗じて推計した。

迂回交通量(推計結果)

(台/日)				
区分	バス	普通 貨物車	特種車	計
迂回交通量	14	95	8	117

2 交通量の変化

条例が廃止された場合、現在伊川谷 JCT～阪神高速 7 号北神戸線～中国自動車道を走っている条例対象車の一部が、阪神高速 3 号神戸線～西宮 IC～名神高速道路に回るとした。

上記で算定した迂回交通量を、条例対象地域内の阪神高速 3 号神戸線～名神高速道路に設定（プラス）し、条例規制地域外の阪神高速 7 号北神戸線～中国自動車道から、迂回交通量と同じ断面交通量を差し引く。

条例廃止に伴う交通量の変化による NOx 排出量の変化(幹線道路、暖機時)

(1) 平成 24 年度

(t/年)

地域	区分	バス	普通 貨物車	特種車	小計
条例地域内	交通量の変化 による増減	0.6	5.7	0.5	6.8
	小計	137	2,722	342	3,201
条例地域外	交通量の変化 による増減	-0.6	-5.7	-0.5	-6.8
	小計	367	4,286	680	5,334
合計		504	7,008	1,022	8,535

注：区分の小計は、交通量の変化前の値

(2) 平成 27 年度

(t/年)

地域	区分	バス	普通 貨物車	特種車	小計
条例地域内	交通量の変化 による増減	0.6	5.7	0.5	6.8
	小計	118	2,448	286	2,851
条例地域外	交通量の変化 による増減	-0.6	-5.7	-0.5	-6.8
	小計	302	3,817	562	4,681
合計		419	6,265	848	7,532

注：区分の小計は、交通量の変化前の値